

第 1 章 香美市都市計画マスタープラン策定に当たって

1 香美市都市計画マスタープラン策定の目的と役割

(1) 目的

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市の将来像を明らかにし、それを実現するための土地利用の方針、都市施設（道路、公園、河川、下水道等）整備に関する方針などを定めるものです。

近年の地方都市においては、人口減少、少子高齢化の進行、財政状況の逼迫^{ひっぼく}、災害リスクの増大など、都市を取り巻く環境は益々厳しさを増しており、本市においても例外ではなく、これらに対応した持続可能な都市の経営、都市づくりが求められています。

このようなことから、香美市都市計画マスタープランを策定するものです。

(2) 役割

1) 都市計画の決定・変更の指針

香美市都市計画マスタープランは、本市における地域地区、都市施設、地区計画[※]等の都市計画を決定・変更する際の指針となります。

2) 将来像の実現に向けた都市づくりの指針

将来の都市づくりを進めていくためには、様々な施策や事業を実施する必要があり、都市計画以外も含めて、施策間の調整や連携を図り、総合的で一体的な都市づくりを推進するための基本的な指針となります。

3) 市民、民間事業者との協働の都市づくりの指針

将来都市像、将来の基本目標等を市民、民間事業者と共有するとともに、それらの実現に向けて互いの役割を理解しながら協働[※]の都市づくりを推進していくための指針となります。

2 香美市都市計画マスタープランの位置づけ

香美市都市計画マスタープランは、上位計画である『第 2 次香美市振興計画』（平成 29 年 3 月）及び『高知広域都市計画区域マスタープラン』（平成 30 年 3 月）に即するとともに、本市のまちづくりに関する様々な計画にも整合するものです。

策定に当たっては、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント及び市民説明会等により市民意見の反映を図るとともに、策定後には、概要版の配布やインターネット等により広く市民への情報発信を行います。

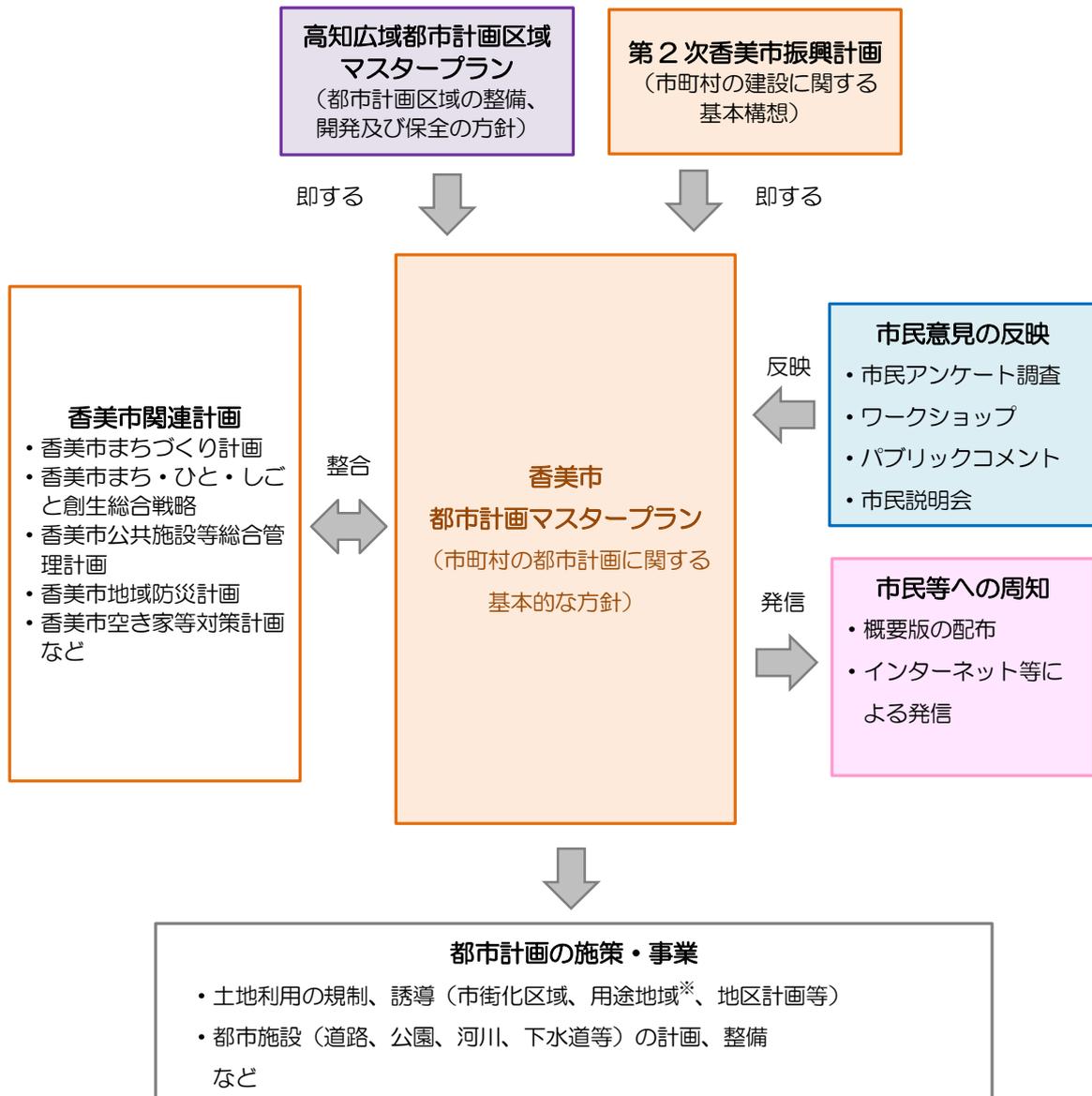


図 1-2-1 香美市都市計画マスタープランと他計画との関連性

3 香美市都市計画マスタープランの対象区域と構成

(1) 対象区域

本市の都市計画区域^{*}内には、市全体の 71%の人口が居住していますが、都市計画区域の面積は市全体の 7%程度と小さい範囲であり、都市の構造や土地利用の方針等を定めていく上においては、市域全体で検討していくことが望ましいと考え、香美市都市計画マスタープランの対象区域を市域全域とすることとします。

表 1-3-1 市域全域及び都市計画区域の面積、人口

区 分	面積 (km ²)	面積割合 (%)	人口 (人)	人口割合 (%)
香美市全域	537.86	100	26,802	100
都市計画区域	35.16	7	18,923	71

注：人口は平成 30 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳による。

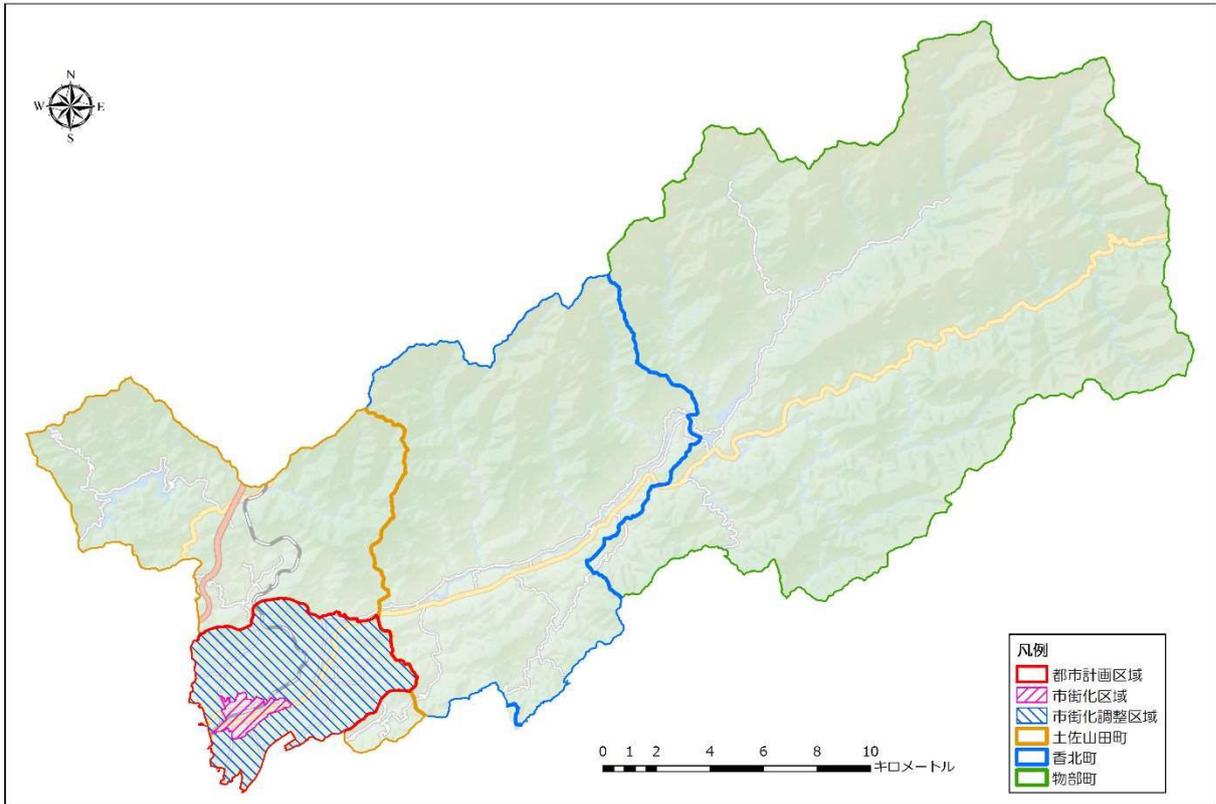


図 1-3-1 都市計画区域の範囲

(2) 構成

香美市都市計画マスタープランは、「全体構想」「地域別構想」「マスタープランの実現に向けて」で構成し、現況及びアンケート調査等の策定に至る資料を資料編としています。

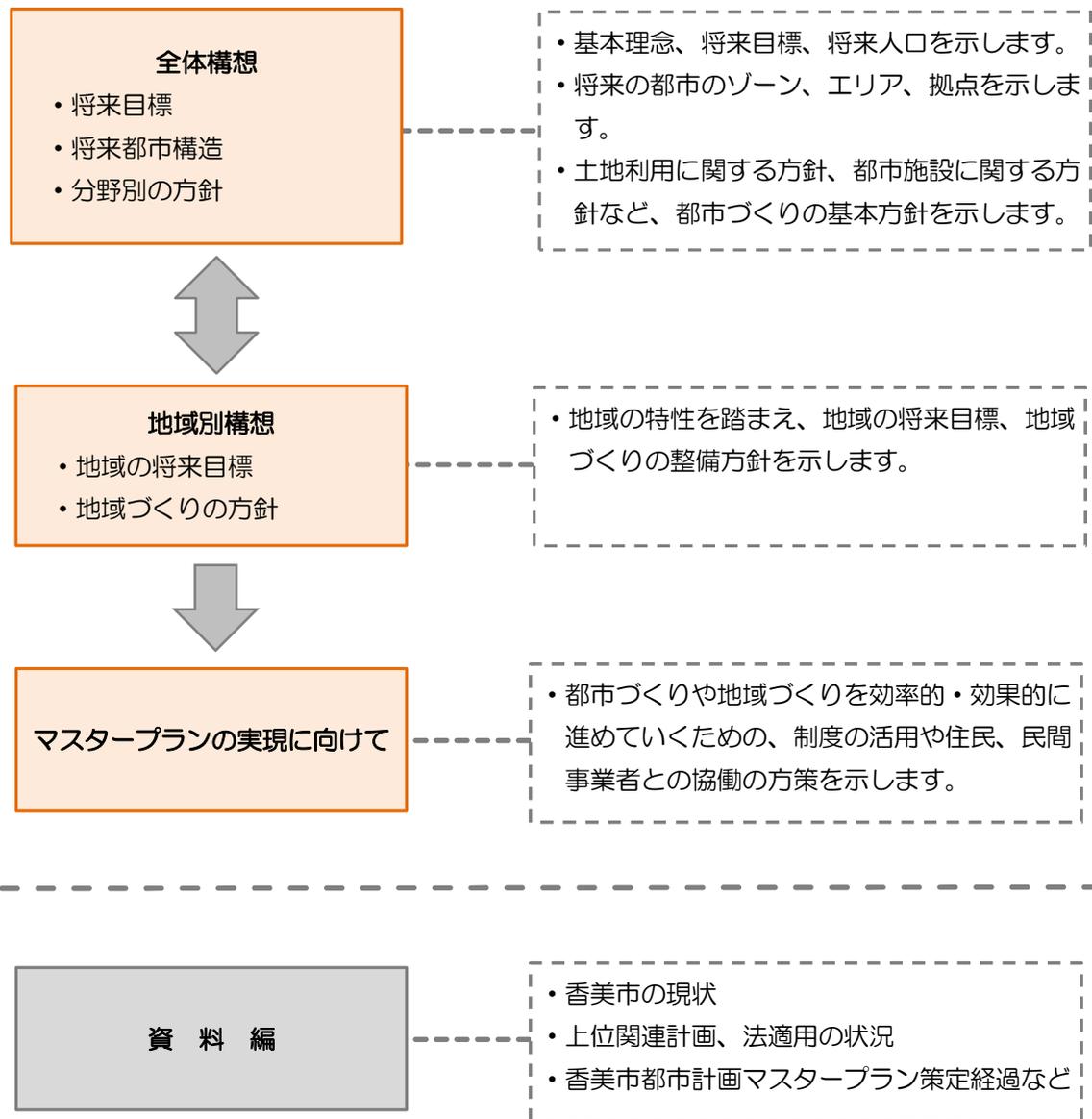


図 1-3-2 香美市都市計画マスタープランの構成